

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例及び奈良県森林環境税条例の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 法人県民税関係

- (1) 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、均等割を非課税とすることとした。
- (2) 人格のない社団等、公益法人等（個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。）など資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。）について均等割を課す場合には、最低税率を適用することとした。

2 不動産取得税関係

- (1) 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から六月を経過した日とする規定について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外することとした。
- (2) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日とする特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外したうえ、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで二年延長することとした。
- (3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで二年延長することとした。
- (4) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、対象から独立行政法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を除外することとした。
- (5) 独立行政法人緑資源機構の見直しに伴い、独立行政法人森林総合研究所が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る納税義務の特例等所要の措置を講ずることとした。

- (6) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を五年延長する特例措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで二年延長することとした。

3 自動車税関係

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）について、軽減対象を重点化し、次の特例措置を講ずることとした。

(1) 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね百分十を重課する特例措置を講ずることとした。

ア ガソリン車又はLPG車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

イ ディーゼル車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成十一年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

(2) 環境負荷の小さい自動車

平成二十年度及び平成二十一年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

ア 電気自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及びエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね

百分の五十を軽減することとした。

イ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね百分の二十五を軽減することとした。

4

自動車取得税関係

(1) 税率の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 免税点の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、平成二十年五月一日以後の自動車の取得について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。

ア エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、取得価額から三十万円を控除することとした。

イ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、取得価額から五十万円を控除することとした。

(4) 車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル車に係る税率の特例措置について、平成二十年五月一日以後の自動車の取得について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。

ア 車両総重量が十二トンを超えるディーゼル車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものと

した場合の税率から百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときは百分の一）を控除した率とすることとした。

イ 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のディーゼル車のうち、平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から百分の二を控除した率とすることとした。

(5) 車両総重量が三・五トン以下の一定のディーゼル車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するものを平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日までに取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五）を控除した率とすることとした。

5 軽油引取税関係

税率の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

6 狩猟税関係

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を二分の一とする特例措置等を平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける登録に限り講ずることとした。

7 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県森林環境税条例の一部改正

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

第三 施行期日等

1 公布の日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

(1) 第一の1及び第二については、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用することとした。

(2) 第一の2については、次に掲げるもののほか、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用することとした。

ア 第一の2の(1)については、この条例の公布の日の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる譲渡について適用することとした。

イ 第一の2の(4)については、適用日前にされた譲渡については、なお従前の例によることとした。

(3) 第一の3については、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用することとした。

(4) 第一の4については、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用することとした。ただし、第一の4の(1)については、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用することとした。

(5) 第一の5については、適用日以後に軽油の引取り等が行われた場合等において課すべき軽油引取税の税率について適用することとした。

(6) 第一の6については、平成二十年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用することとした。